

# 補装具費支給制度 ー手続きの流れー

## 1. 市町村役場で申請をする（利用者⇒市町村）

行政が内容を審査し、補装具費支給の決定を行います



申請に必要な書類など

- ① **補装具費支給申請書**(役所の窓口にあります)
- ② **補装具費支給意見書**(指定医師が発行します) ※不要な場合もあります。
- ③ **見積書**(PO-Links が発行します)
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ マイナンバー関係書類
- ⑥ 身元確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど)
- ⑦ 委任通知書(代理申請の場合)

## 2. 決定通知書の受領（市町村⇒利用者）

支給が決定したら、市町村役場から決定通知書等が届きます。  
この決定通知書等は**紛失しないよう大切に保管してください。**



## 3. 採型(採寸)および仮合せ（利用者⇔PO-Links）

PO-Links が必要部位の**採型(採寸)**を行い、製作、仮合せを行います



## 4. 適合判定(判定医)

完成後、**判定医による適合判定**を行います。



## 5. 補装具引き渡し・自己負担額の支払い(PO-Links⇒利用者)

完成した**補装具をお渡し**いたします。  
PO-Links に**自己負担金をお支払い**ください。  
支払金額は「利用者負担額」と「見積額から基準額を超えた分の額」の合計です。



※利用者負担額

原則1割負担(世帯の所得状況等に応じて以下の月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります)。